

第 7 期 越谷市自治基本条例推進会議 報告書（素案）

自治基本条例の
適切な運用 及び 普及に関する事項について

令和 6 年 月 日
越谷市自治基本条例推進会議

目次

I	はじめに	1
II	第7期推進会議の協議経過	3
III	条例の適切な運用について	4
	1 条例の運用に関する指標による検証.....	4
	2 事業等のプロセスによる検証.....	6
IV	条例の普及について	7
	1 普及の現状と今後の方向性について.....	7
	2 普及の具体策について.....	8
V	むすびに	9
VI	越谷市自治基本条例推進会議 第7期委員名簿	11
資料1	越谷市自治基本条例の運用に関する指標.....	11
資料2	第5次越谷市総合振興計画策定における「参加」「協働」「情報共有」の取組みについて...	13

I はじめに

越谷市では、地方分権時代にふさわしい、自治のまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」が平成21年6月に制定され、同年9月に施行されました。

自治基本条例は、市民が主役の住みよい自治のまちづくりを目指し、市民の市政への積極的な参加や、市民と市、市民相互などの協働による「自治の推進」とともに、市の目指すべき方向として「豊かな地域環境の創造」を掲げるなど、まちづくりの最高規範として制定されたものです。

越谷市自治基本条例推進会議（以下、「推進会議」という。）は、平成22年度に第1期推進会議が設置されて以来、各期、任期2年のなか、それぞれテーマを定め、自治基本条例の実効性の確保に向けた調査審議（別表1参照）を重ね、現在の私たちが第7期を迎えました。

令和4年4月に委嘱された私たちは、この任期の2年間、新型コロナウイルスの感染防止に最大限の留意をしつつ、推進会議としては初めてオンラインと対面による開催方式を導入するなど、時代に即した会議の在り方を模索しながら、計8回の会議を開催し、「自治基本条例の適切な運用及び普及について」をテーマとして調査審議を行いました。

このたび、令和4年度及び5年度の2か年の取組みに関し、「第7期越谷市自治基本条例推進会議報告書」を取りまとめましたので、越谷市自治基本条例推進会議設置条例第2条第2項の規定に基づき市長に提出します。

〔別表1〕これまでの推進会議の調査審議結果

期	年度	成果物の表題・内容等	形式
第1期	H22	「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」 ・条例の適切な運用、普及に関する課題 等	報告書
	H23	「自治基本条例の普及に関する事項について」 ・条例の普及に関する基本的な考え方、方策 等	答申
第2期	H24	「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」	答申
	H25	・条例の適切な運用に関する現況、課題、方策 等	
第3期	H26	「参加と協働による、市民を主体とした自治のまちづくりを進めるために」	報告書
	H27	・協働のまちづくりを進めるための方策 等	
第4期	H28	「第4期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて」	報告書
	H29	・「条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項」の作成 等	
第5期	H30	「第5期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて」	報告書
	R1	・条例の適切な運用、普及に関する意見	
第6期	R2	「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」	報告書
	R3	・条例の適切な運用に係る検証方法の整備、構築 等	

参考：推進会議の所管事項

越谷市自治基本条例推進会議設置条例（抜粋）

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 (1) 自治基本条例の適切な運用に関する事項
 (2) 自治基本条例の普及に関する事項
 (3) 自治基本条例の見直しに関する事項
 2 推進会議は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。

Ⅱ 第7期推進会議の協議経過

私たち第7期推進会議は、市長からの諮問がなかったことから、設置条例第2条第2項の規定に基づき、市長に意見を述べるため、自治基本条例の適切な運用及び普及について協議することとしました。

【第7期推進会議 協議テーマ】

- ・自治基本条例の適切な運用について
- ・自治基本条例の普及について

■自治基本条例の適切な運用についての協議

協議においては、第6期推進会議から提言された「条例の運用に関する指標による検証」と「事業等のプロセスによる検証」を行うこととしました。

「条例の運用に関する指標による検証」では、「自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項」（第4期推進会議作成）をベースに、第6期が新たに整理した23項目から成る「自治基本条例の運用に関する指標」を用いることとし、「参加」、「協働」及び「情報共有」の分野ごとに条例が適切に運用されているか検証をおこないました。

「事業等のプロセスによる検証」では、対象とする事業及び計画について、令和3年度に策定された市の計画及び実施された大規模事業の中から、協議のうえ、「第5次越谷市総合振興計画」を選定し、その策定プロセスにおいて自治基本条例の理念や内容が反映・遵守されているか検証をおこないました。

■自治基本条例の普及についての協議

これまでの条例の普及に係る取組みや、条例の認知度の推移等を踏まえ、まず、普及の現状をどのように捉えるかについて協議をしました。

その後、新たな普及策などについて意見を出し合い、条例のさらなる普及に向けた協議をおこないました。

Ⅲ 条例の適切な運用について

1 条例の運用に関する指標による検証

(1) 検証方法

条例の運用に関する指標（資料1参照）の令和3年度実績値やそれまでの推移に基づき、「参加」、「協働」及び「情報共有」の分野ごとに条例が適切に運用されているか検証をおこないました。

(2) 検証結果

① 参加	：	自治基本条例の適切な運用は“やや不十分”※
② 協働	：	自治基本条例の適切な運用は“やや不十分”
③ 情報共有	：	自治基本条例の適切な運用は“概ね十分”

※5段階評価

十分／概ね十分／どちらとも言えない／やや不十分／不十分

(3) 主な意見

① 参加

評価できる点

特になし

評価できない点

- ・コロナ禍の影響はあったものの、提供された市政参加の機会に対して、市民の参加が少ない。
- ・「審議会等における女性委員の割合」は増加傾向にあるが、他の自治体と比較すると、越谷市は少なく感じる。

改善提案

- ・対面とオンラインのハイブリッド方式等を取り入れながら、参加の機会を広げていくべき。

② 協働

評価できる点

- ・東京近郊の中核市で、「自治会加入率」が60%以上を維持しているというのは、悪くない状況ではないか。
- ・「地区まちづくり助成金活用事業数」について、コロナ禍にあって、全体の事業数は減少しているが、屋外での密にならない事業等を工夫して実施している点は評価できる。

評価できない点

- ・「自治会加入率」について、様々な原因があるにしても、減っているという状態は、評価できない。
- ・「自治会加入率」の低下について、自治会に入ることのメリットが見えにくく、加入のアピールが十分でないという点が一番の課題である。
- ・「市民活動支援センター登録団体数」は数としては増加しているが、高齢化を迎え、各団体の会員数は減っている状態にある。

改善提案

- ・人口減少が進むなか、自治会だけでなく、協働の担い手となる新たな枠組みがあるとよい。

③ 情報共有

評価できる点

- ・広報紙は多くの人が見ており、中身も以前に比べると分かりやすくなった。
- ・「Cityメールの配信件数」、「ホームページアクセス件数」について、継続して増加している。

評価できない点

- ・タイムリーな情報発信ができていない。

改善提案

- ・LINE や他の SNS について、より一層積極的に活用した方がよい。

2 事業等のプロセスによる検証

(1) 検証方法

対象案件として、令和3年度に策定された市の計画及び実施された大規模事業の中から「第5次越谷市総合振興計画」を選定し、当該計画の策定プロセスにおいて、条例の内容が反映・遵守されているか、担当課への質疑等を交えながら調査・審議しました。(資料2参照)

(2) 検証結果

第5次越谷市総合振興計画 策定プロセスにおいて
「自治基本条例が“十分”適切に運用されている」※

※5段階評価

十分／概ね十分／どちらとも言えない／やや不十分／不十分

(3) 主な意見

評価できる点

- ・パブリックコメントについて、多くの意見が提出され、これだけの関心が寄せられたのは、計画策定に関わった方々の成果だと思う。
- ・「市民懇談会」や「若者まちづくり懇談会」の報告書を読み、良い取り組みをしていると感じた。今後も若者の意見を聞く取り組みを、引き続き実施して欲しい。
- ・様々な取り組みを実施し、複層的に計画策定をしている。

評価できない点

- ・「市民意向調査」の回収率が低い。
- ・計画案が出来上がった後、素案の作成に携わった市民や団体に対し、再度、意見聴取する機会や取り組みが少なかった。

改善提案

- ・在住外国人の方々の意見を取り入れる取り組みも必要。
- ・策定に係る様々な取り組みの結果を市民にフィードバックするにあたり、ホームページへの掲載以外にも方法を考える必要がある。

IV 条例の普及について

1 普及の現状と今後の方向性について

(1) 普及の現状について

条例が施行された平成21年度以降、パンフレットの作成・配布やパネル展示、さらにはシンポジウムや講演会の開催など、普及に係る様々な取組みが実施されてきました。現在も、小学校の授業における子ども版パンフレットの活用や、転入者に向けたパンフレットの配布等が実施されています。

しかしながら、そうした取組みがなされている一方、条例の認知度は、令和3年度調査において、15.1%となっており、“自治基本条例の認知度は低い”との認識で一致しました。

(2) 今後の方向性について

条例の普及に関する今後の方向性について、協議で出された意見をまとめると、次の3点になります。

① 条例自体を普及させることが必要

条例自体の普及を足掛かりとし、条例の理念を実現させる。

② 市政参加等の取組みと条例との関係を理解してもらうことが必要

普段の取組みが、条例の理念と結びついていることを理解することで、参加・協働・情報共有の後押しとする。

③ 結果として、参加や協働等が市民生活に浸透していることが重要

条例自体を認知する事よりも、結果として、参加や協働等が市民生活に浸透し、条例の理念と沿った行動がとれていればよい。

2 普及の具体策について

普及の現状と今後の方向性を踏まえ、普及の具体策について協議した結果、次のとおり具体策の提案とその他の意見が出されました。

(1) 条例の普及促進

①ターゲットの絞り込み

具体的な提案	・子どもや若者、協働の担い手（市民団体等）にターゲットを絞った普及の実施
--------	--------------------------------------

②子ども版パンフレットのさらなる活用

具体的な提案	・小学校だけでなく、中学校や高校の授業での活用 ・教員を目指している市内大学生等による小学校、中学校での授業の実施
--------	--

③メディアの活用

具体的な提案	・ホームページやLINE、FMこしがやの活用 ・年1回程度、広報紙で自治基本条例について特集を組む
--------	--

④イベントの活用

具体的な提案	・中学校や高校の文化祭等に啓発のブースを設置し、来場者に対し、アンケートの実施や啓発品を配布する
--------	--

(2) 市政参加等の取組みと条例の理解促進

①イベントの活用

具体的な提案	・各地区のイベント等に啓発のブースを設置
--------	----------------------

(3) その他（具体策全体を通しての意見）

- ・全てを行政で行う必要はなく、市民も自主的にワーキンググループ等を作って活動していくことが重要
- ・住民の参加を促すような施策を進めるため、市職員や議員が条例の内容をしっかりと認知することが重要
- ・現在の普及策を継続して行い、また、予算の範囲内で何ができるかを考えていくことが重要

V むすびに

越谷市が自治のまちとして発展していくためには、私たち推進会議委員を含め、市民一人ひとりが、自分たちのまちとして、越谷市をさらに良いまちにしたいという思いで市政に積極的に関わることが必要です。また、市民と市がお互いに連携・協力し、共に手を携えながら実際に行動していくことが大切です。

越谷市では、これまでも「参加と協働によるまちづくり」が推進されており、自治会やコミュニティ推進協議会などの地域コミュニティ組織のほか、NPO法人やボランティア団体などの多くの市民活動団体が、越谷市との協働の担い手として積極的に活動しています。

しかしながら、本市においても人口減少局面を迎えるなど社会情勢が大きく変化する中、今後、市政に参加する市民が減少し、さらには地域コミュニティの希薄化により、協働の担い手が不足することも懸念されるなど、まちづくりを進めるにあたってクリアすべき課題もあります。

そのようななか、私たち第7期推進会議では、第6期推進会議の提言も踏まえ、条例の適切な運用及び普及について協議をおこないました。

「条例の適切な運用」については、2つの方法による検証を実施し、意見を述べてまいりました。評価できない点については、随時見直しをおこなうとともに、私たちが挙げた改善案を参考として、さらに多くの市民がまちづくりに参加・協働できる環境を整えることが必要だと考えます。

また、「条例の普及」については、条例の認知度が十分とは言えない現状において、私たちは、更なる普及の一助になればとの思いで具体的な普及策を含めた議論を重ねてまいりました。様々な普及の取組みを通じ、条例がより多くの市民に認知され、その理念が市民生活に浸透していくことを期待します。

私たちが委嘱された令和4年4月は、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、いわゆる「第6波」の只中にありました。

その後「第7波」「第8波」を経て、昨年5月8日に感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に引き下げられ、社会経済活動や人々の日々の生活も、コロナ前に戻りつつありますが、コロナ危機は、長期の外出自粛を招いたほか、医療や介護などの現場を混乱させ、多くの人々の心身を疲弊させました。他者への不寛容性、コミュニティの衰退、地域における立場や分野による分断など、これまでもあった社会が抱える問題を顕在化させた、とする指摘もあります。

一方で、私たちは、コロナ危機によって、リモートワークやオンライン会議をはじめとした、他者との係わり方、社会参加の在り方、経済活動の方法、といった、これまでの慣習・常識に捉われない柔軟な発想によって、課題の設定そして解決を図っていくことの大切さを改めて認識しました。

こうしたなか、この度、私たちの報告した内容が、自治基本条例の目的とする「住みよい自治のまちの実現」に向けた一つの道しるべとなり、引き続き越谷市の自治のまちづくりを推進する取組みが行われていくことを期待します。

そして、今後も推進会議において、条例の運用状況を見守り、市民の条例への関心を喚起することで、条例の実効性が確保され、市民のまちづくりへの参加・協働が着実に進展することを望みます。

VI 越谷市自治基本条例推進会議 第7期委員名簿

種別	氏名	備考
(1)公募による市民		
1	江口 竜太	
2	大久保 柚花	
3	◎ 岡崎 尚而	
4	興津 瑠哉	
5	刑部 之康	
6	鯨岡 繁	
7	滝澤 幸代	
8	横内 浩一	
(2)コミュニティ組織の推薦する者		
9	白倉 譽治	越谷市自治会連合会 理事
10	小倉 繁	越谷市コミュニティ推進協議会 理事
11	崩口 欣美	越谷市市民活動支援センター 登録団体推薦者
12	中谷 真二	越谷市男女共同参画支援センター 登録団体推薦者
(3)学識経験者		
13	上ノ原 秀晃	政治学の専門家 文教大学人間科学部人間科学科准教授
14	小船 敬作	行政経験者 元越谷市職員
15	○ 中原 征吾	法律の専門家 弁護士（埼玉弁護士会越谷支部）

◎会長 ○副会長 任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

越谷市自治基本条例の運用に関する指標

資料1

協議のポイント

- 指標に関連する“事業の評価”や“事業に対する意見”ではなく、指標の実績値や推移から条例が適切に運用されているかを判断・評価する

例) 【参加】における条例の適切な運用については、「十分」「概ね十分」「どちらとも言えない」「やや不十分」「不十分」など

【参加】

No.	指標	内訳等	H29	H30	R1	R2	R3	担当課	補足欄	レベル
1	市長とふれあいミーティングの開催数		9 回	7 回	11 回	0 回	0 回	秘書課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業未実施	機会
2	市長とふれあいミーティングの参加者数		84 人	73 人	132 人	0 人	0 人	秘書課		結果
3	市政に対する意見・要望数		784 件	893 件	930 件	686 件	693 件	くらし安心課	市長への手紙・ファクス・電子メール・来訪・電話等の数	結果
4	公券を実施している審議会等の数		26 審議会	27 審議会	29 審議会	29 審議会	29 審議会	行政管理課	対象となる審議会等の数 H29:73、H30:74、 R1:76、R2:76、R3:75	機会
5	会議等が公開とされた審議会等の数		46 審議会	48 審議会	50 審議会	50 審議会	49 審議会	行政管理課	各年度4月1日時点で公開決定がされた数を記載	機会
6	審議会等の傍聴者数		41 人	44 人	19 人	60 人	14 人	総務課	公開とされた審議会等の会議開催回数(延べ) H29:86回、H30:73回 R1:85回、R2:86回 R3:81回	結果
7	審議会等における女性委員の割合		28.2 %	28.2 %	29.8 %	32.8 %	32.1 %	人権・男女共同参画推進課	各年度4月1日現在	結果
8	パブリックコメントの実施数		11 件	10 件	9 件	28 件	11 件	くらし安心課		機会
9	パブリックコメントへの意見件数		127 件	15 件	157 件	517 件	68 件	くらし安心課		結果

【協働】

No.	指標	内訳等	H29	H30	R1	R2	R3	担当課	補足欄	レベル
10	男女共同参画支援センター登録団体数		53 団体	50 団体	53 団体	55 団体	52 団体	人権・男女共同参画推進課		機会
11	NPO法人数		81 団体	79 団体	77 団体	77 団体	76 団体	市民活動支援課		機会
12	市民活動支援センター登録団体数		156 団体	168 団体	176 団体	182 団体	191 団体	市民活動支援課		機会
13	自治会加入世帯数(加入率)	加入世帯数	98,139 世帯	97,999 世帯	98,088 世帯	97,903 世帯	97,140 世帯	市民活動支援課		機会
		加入率	65.8 %	64.7 %	63.6 %	62.4 %	61.1 %			
14	地区まちづくり助成金活用事業数	合計	412 事業	408 事業	413 事業	131 事業	159 事業	市民活動支援課		機会
		地域コミュニティ全般	94 事業	101 事業	91 事業	50 事業	55 事業			
		健康	9 事業	5 事業	6 事業	1 事業	3 事業			
		福祉	11 事業	15 事業	14 事業	0 事業	4 事業			
		社会教育・文化・芸術等	39 事業	25 事業	36 事業	15 事業	17 事業			
		スポーツ	187 事業	182 事業	188 事業	15 事業	34 事業			
		環境保全・美化	41 事業	45 事業	40 事業	37 事業	30 事業			
		防犯・防災	21 事業	25 事業	28 事業	10 事業	9 事業			
子育て・子どもの健全育成	10 事業	10 事業	10 事業	3 事業	7 事業					

No.	指標	内訳等	H29	H30	R1	R2	R3	担当課	補足欄	レベル
15	男女共同参画支援センター 実施事業数・参加者数	事業数	41 事業	44 事業	45 事業	35 事業	42 事業	人権・男女 共同参画推 進課		機会
		参加者数	6,035 人	7,611 人	6,418 人	1,007 人	2,707 人			
16	NPOへの委託事業、 共催事業数	合計	120 事業	133 事業	143 事業	79 事業	97 事業	市民活動支 援課		機会
		委託	39 事業	42 事業	42 事業	28 事業	31 事業			
		共催等	81 事業	91 事業	101 事業	51 事業	66 事業			
17	市民活動支援セン ター 実施事業数・参加者数	事業数	145 事業	148 事業	152 事業	67 事業	91 事業	市民活動支 援課		機会
		参加者数	—	11,916 人	15,030 人	1,174 人	1,686 人			
18	越谷しらこぼと基金 の助成事業数	合計	19 件	36 件	37 件	22 件	33 件	市民活動支 援課		機会
		市民活動事 業	8 件	13 件	8 件	18 件	12 件			
		スポーツ顕 彰事業	11 件	23 件	29 件	4 件	21 件			

【情報共有】

No.	指標	内訳等	H29	H30	R1	R2	R3	担当課	補足欄	レベル
19	cityメール配信件数	合計	817 件	1,077 件	1,080 件	1,090 件	1,201 件	広報シティブ ロ ーション課	令和4年3月から「火 災」情報のジャンルを追加した。 また「その他」として新 型コロナウイルス感染症 関連の配信を1回行っ た。	機会
		災害・防犯 ・防災行政 無線	246 件	351 件	376 件	399 件	244 件			
		健康・医療	133 件	131 件	129 件	393 件	446 件			
		市政情報・ お知らせ	32 件	52 件	98 件	89 件	181 件			
		イベント案 内	368 件	500 件	439 件	188 件	289 件			
		子育て	38 件	43 件	38 件	21 件	38 件			
		火災	— 件	— 件	— 件	— 件	2 件			
		その他	— 件	— 件	— 件	— 件	1 件			
20	cityメール登録者数	総登録者数	34,462 人	36,909 人	42,424 人	48,020 人	50,818 人	広報シティブ ロ ーション課	cityメールの総登録者 数、及び分類ごとの登録 状況	結果
		災害・防犯 ・防災行政 無線	32,890 人	35,156 人	40,515 人	45,693 人	48,190 人			
		健康・医療	16,585 人	17,457 人	20,234 人	25,763 人	28,383 人			
		市政情報・ お知らせ	14,727 人	15,691 人	18,209 人	22,769 人	24,829 人			
		イベント案 内	15,639 人	16,779 人	19,272 人	22,679 人	24,227 人			
		子育て	14,569 人	15,485 人	17,602 人	20,584 人	22,176 人			
		火災	— 人	— 人	— 人	— 人	328 人			
21	テレビ広報番組放送 視聴率	11.3 %	12.7 %	16.7 %	21.3 %	8.0 %	広報シティブ ロ ーション課	(R2以前)「いきいき越谷」 の視聴率 (R3)「Koshigaya Collection」の視聴率	結果	
22	ホームページアクセ ス件数(月)	1,412,674 件/月	1,262,285 件/月	1,705,635 件/月	2,514,426 件/月	2,994,102 件/月	広報シティブ ロ ーション課		結果	
23	広報紙のわかりやす さ	64.5 %	76.7 %	73.4 %	72.1 %	77.9 %	広報シティブ ロ ーション課	(市政世論調査)「分か りやすい」又は「概ね分 かりやすい」と回答した人	質	

【参考】

No.	指標	内訳等	H29	H30	R1	R2	R3	担当課	補足欄	レベル
—	自治基本条例の認知		28.5 %	27.4 %	20.7 %	24.9 %	15.1 %	政策課	(市政世論調査)自治基本 条例を「知っている」 「聞いたことがある」人 の割合	

第5次越谷市総合振興計画策定における「参加」「協働」「情報共有」の取組みについて

市・議会の動き	参加・協働・情報共有の取組み
[市] 策定委員会 (全8回) 策定委員会部会 (全10回) 主な取組み等	[アンケート] ①市民意向調査 ②団体・事業所アンケート [会議] ③市民懇談会 (全7回) ④地区まちづくり会議 (全52回) ⑤若者まちづくり懇談会 (全2回) ⑥総合振興計画審議会 (全7回) [意見公募] ⑦意見公募 (全2回)

◇計画策定の経過

R1	5	策定委員会 (～R3.2) 策定委員会部会 (～R3.1)
7		①市民意向調査 ③市民懇談会 (～R1.11) ④地区まちづくり会議 (～R1.10)
8		⑤若者まちづくり懇談会
9		②団体・事業所アンケート調査
11		④地区まちづくり会議代表者会議
R2	3	議会特別委員会 (～R2.12)
4		基本構想(素案)作成
6		⑥総合振興計画審議会 (～R2.10)
7		前期基本計画(素案)作成
8		基本構想(素案)修正
9		⑦基本構想(素案)意見公募 ⑦前期基本計画(素案)意見公募
11		基本構想(案)作成 前期基本計画(素案)修正
12		基本構想(案)議決
R3	2	前期基本計画決定

取組み	概要	対象	実績	【情報共有】
①市民意向調査 [アンケート]	まちづくりに関するアンケート調査 (郵送)	市内在住18歳以上の男女5,000人 (無作為抽出)	[回答率] 39.26% (回答数:1,963人)	市民意向調査報告書 【参考1】
②団体・事業所アンケート	まちづくりに関するアンケート調査 (郵送)	市内で活動する各種団体:186団体 市内事業所:130事業所	[回答率] 団体:56.45% (回答数:106) 事業所:34.61% (回答数:45)	団体・事業所アンケート調査報告書 【参考2】
③市民懇談会	市民がまちづくりを考えるワーキングショップ (全7回・各回完結型)	市民 (市内において、住み、働き、学び、または活動する個人)	[参加者] のべ165人 各回平均23.6人	市民懇談会ニュース(全7回) 【参考3】
④地区まちづくり会議	各地区の現状や課題を整理し、地区の目標や将来像等を検討する会議	[委員構成] 各地区20人程度 (自治会連合会、コミュニティ推進協議会の委員が中心)	[開催回数] 計52回 各地区3～5回 [委員数] 計310人 各地区18～33人	まちづくり会議提言書 【参考4】
⑤若者まちづくり懇談会	若者が、将来のまちづくりを考えるワールドカフェ方式※の懇談会 (全2回・各回完結型) ※テーブルごと(約5人)に一定時間でメンバーを入れ替えながら対話を繰り返す方式	・市内大学/高校からの推薦 ・参加希望の若者(18～24歳) (無作為抽出者に案内送付)	[参加者] のべ38人 第1回:21人 第2回:17人	若者まちづくり懇談会ニュース(全2回) 【参考5】
⑥総合振興計画審議会	市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定及び実施に關し必要な調査、研究及び審議を行う (全7回)	[委員構成] a. 公共的団体等の代表者 b. 地区まちづくり会議の代表者 c. 公募による市民 d. 知識経験者	[委員数] 計40人 …17人 …13人 …7人 …3人	答申書 ・基本構想(素案) ・前期基本計画(素案) 【参考6】
⑦意見公募 (パブリックコメント)	市民から意見を募集 ・基本構想(素案) ・前期基本計画(素案)	・市民 ・計画に係る利害関係者	[提出意見数] 基本構想: 98件 (人数:65人) 基本計画: 105件 (人数:45人)	意見(要旨)と市の考え ・基本構想(素案) ・前期基本計画(素案) 【参考7】

★協議のポイント

●自治基本条例が適切に運用されているかを判断・評価する。
例)本計画策定における条例の適切な運用については、「十分」「概ね十分」「どちらとも言えない」「やや不十分」「不十分」など

